

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。

最新情報は市公式サイト・各施設のウェブサイトなどを確認するかお問い合わせください。Eメールで申し込むときは、件名に、事業名を必ず記入してください。

税金

市民税・都民税納税通知書を6月中旬に送付します

市民税・都民税(住民税)は、毎年1月1日現在で住民票のある市区町村に、前年の所得をもとに算出された税額を納めていただく税金です。

普通徴収の納期は年4回です。納税通知書の内容を確認し、期限内の納付をお願いします。

年金特別徴収は、年6回に分けて年金から引き落としとなります。定額減税の対象となる普通徴収と年金特別徴収の方は定額減税額分が減額となります。

定額減税の対象者 令和6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1805万円以下の所得割納税者



固定資産税のお知らせ

調査にご協力ください

令和6年中に新築・増築した家屋を対象に調査を行います。固定資産税・都市計画税の算出根拠となる家屋の評価額を決定するためのものです。

家屋の完成を確認次第、家屋調査の日程調整のながきを送付します。希望日時をお知らせください。

現地調査

適正な課税のため年3回、市内全域を巡回し、家屋の新築や滅失、土地の利用状況などを確認しています。

取壊し家屋(建物)

令和6年中に家屋(全部または一部)を取り壊した場合は、届け出をしてください。

登記されている家屋: 東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記

屋取壊し申告書」を提出 ※取壊しの届け出がない場合、来年度以降も家屋が存在するものとして課税される場合があります。

住宅用地などの申告

市内に土地を所有していて、令和6年中に次に該当する方は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

住宅を新築し、土地を新しく住宅用地として使用した場合

住宅を取り壊し、土地を住宅用地として使用しなくなった場合

住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新築した場合

住宅を事業用家屋に用途変更した場合

住宅を建て替えている場合

申告用紙のダウンロード

各種申請書は、市公式サイトからダウンロードすることができます。

改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額制度

住宅の省エネ改修工事

平成26年4月1日以前に建築した住宅で、一定の省エネ改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分限り、当該家屋に係る固定資産税を減額します。

ご存じですか 市民と行政のパイプ役 行政連絡委員

羽村市では、39人の行政連絡委員が「市からのお知らせや各種調査に関する」と「そのほか、市長が行う事務に必要な事項」など、市民の皆さんと市とのパイプ役として活動しています。

Table with columns: 区域名, 氏名, 区域名, 氏名. Lists members of the Administrative Liaison Committee across various districts like 川崎東, 川崎西, etc.

※...4月1日新任

健康

特定健康診査を受けましょう

対象の方に、5月末に受診券を送付しました。生活習慣病を早期に発見し予防するため、毎年健康診査を受けましょう。

対象 市内に住む方があり、次の①②のどちらかに該当する方

- ①羽村市国民健康保険に加入している40〜74歳の方
②後期高齢者医療制度に加入している方

受診方法 受診券と、被保険者証(持っている方は高齢受給者証も)をお持ちの上、期間内に「特定健康診査実施医療機関」で受診してください。

た年の翌年度分限り、当該住宅に係る固定資産税を減額します。

住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度から当該住宅に係る固定資産税を減額します。



問合せ 課税課資産税係内158

※医療機関名など詳しくは、同封の「実施医療機関一覧表」をご覧ください。

期間 6月1日(土)〜10月31日(木)

※受診券が届いても、受診日に国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していない場合は受診できません。

健康保険組合などに加入している方へ

各医療保険者から健康診査に関するお知らせがあります。時期など詳しくは、各医療保険者に問い合わせてください。

特定健康診査とは

生活習慣病を予防するためにメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査で、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者が行います。

※メタボリックシンドローム: 腹部の内臓まわりに脂肪がたまった状態に加え、高血糖・高血圧・脂質異常のうち2つ以上が重なった状態のこと

特定保健指導

74歳以下で、特定健康診査の結果、腹囲やBMI(身長と体重から算出される数値)が基準値以上であり、かつ血圧や脂質、血糖の検査数値のいずれかが基準値以上となった方を対象に行います。

健師や管理栄養士などが生活習慣病を予防するための改善策について個別に支援します。対象となった方には、市が委託した事業者から特定保健指導の案内を送付します。

生活習慣病重症化予防事業

特定健診の結果、治療が必要な状態であっても医療機関で受診していない方については、市が委託した事業者から通知などで受診を促すことがあります。

ヘルスアップ健康診査

健康状態をより正しく把握するために、7項目の検査を追加したヘルスアップ健康診査を受けることができます。

★自覚症状がなくても、健診結果の値が異常値の場合は、必ず医師に相談しましょう。また、基準値内であっても以前の健診結果と比較して異常値に近づいていないかを確認しましょう。

問合せ 健康課(保健センター) 内626

愛の献血にご協力を!

日時 6月13日(木)午前10時〜正午、午後1時15分〜4時

会場 市役所正面玄関横

対象 16〜69歳(65歳以上の方は、60〜64歳のときに献血経験がある方)

内容 400ml、200ml献血

問合せ 健康課(保健センター) 内623



献血できない方